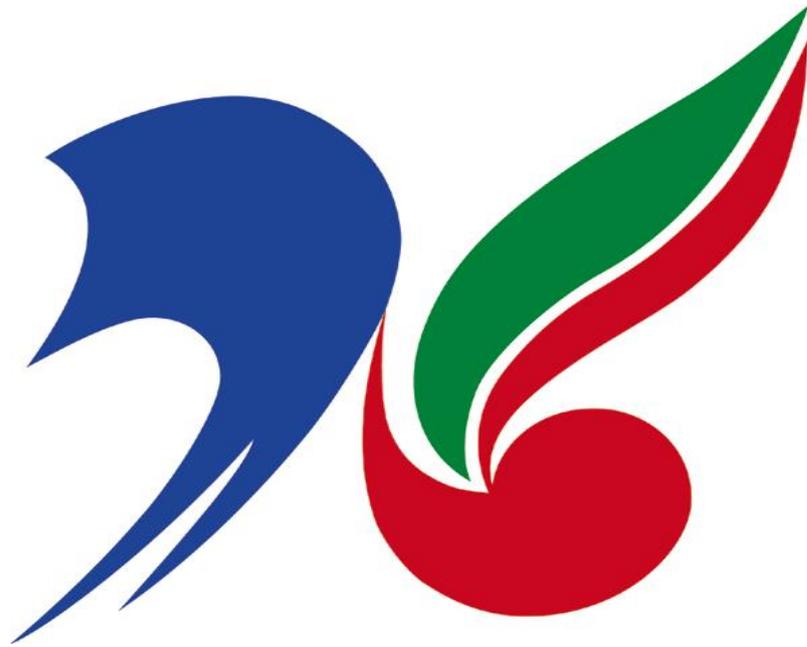


第2次南部町教育大綱

— 広い視野をもち

ふるさと南部を支える人づくり—



平成31年2月

南部町

南部町教育委員会

第1章 第2次教育大綱策定にあたって

1. 教育大綱策定の趣旨

近年我が国では、少子高齢化の進行、国際化、高度情報化の進展、社会全体の規範意識の低下など、教育を取り巻く社会情勢は大きく変化してきています。私たちの南部町も例外ではありません。このように激しく変化する社会情勢の中で、夢や希望のある未来を実現するために、社会を担い将来を託すことができる人材を育成することは、行政の重要な役割です。

平成27年4月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、地方の教育行政も大きく変わりました。変わったことの一つに、首長が「総合教育会議」を主催し教育委員会と教育に関し協議の場をもつことがあげられます。

南部町でも、町長と教育委員会が十分な意思の疎通を図り、年3回の「総合教育会議」を開催し、地域の教育課題や将来像、そしてこれからの教育のあり方等について話し合いを重ねてきました。毎回の会議では、議題として「教育大綱策定に向けて」を特別に設け、南部町の教育施策の基本理念や目標、取組方針などを集中的に協議してきました。

こうした会議を経て、ここに南部町の『第2次教育大綱』が策定される運びとなりました。

この『大綱』は、「郷土の未来を託す人材を育成する」、「学びのある心豊かな人生を送る」、「地域全体で子育てに取り組む」の3つの主題から成り立っており、南部町の教育振興に関し、国・県の教育施策や「第2次南部町総合計画」との整合性を図りながら、総合的な見地から定めたものです。

「総合教育会議」で『教育大綱』が承認され、南部町の教育の目指すものが明確にされたこと、またこの『大綱』を基本として町長部局と教育委員会が方向性を共有し行政に当たることで、今まで以上に本町の教育施策の推進・発展が図られるものと考えます。

平成31年2月

2. 計画の位置付け

- この大綱は、平成27年4月1日改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）」第1条の3に基づき策定されています。

- この大綱は、本町の教育に関する基本的な計画として、「生涯学習・生涯スポーツ」、「学校教育」、「地域の教育力」に関する施策の取組方針を定めたものです。

3. 計画の期間及び進行管理

○ 期 間

この大綱が対象とする期間は、平成31年度より平成35年度までの5年間とし、南部町の教育を推進するための指針となるものであり、今後取り組むべき施策の方向を明らかにするものです。

○ 進行管理（点検及び見直し）に当たっては、

- ①計画の推進にあたっては、計画の実効性のあるものとするため、進捗状況の点検及び見直しが必要である。
- ②点検にあたっては、計画に沿って施策が実施されているか、自ら点検・評価を行い、その結果を公表する。
- ③点検・評価結果に応じた取り組みの見直しを行う。
- ④策定から5年を目途に見直し、新たな計画を策定する。

4 策定にあたっての考え方

- 平成27年4月に策定された『第2次南部町総合計画』の第2編「基本構想」中の第2章施策の大綱第5節「郷土愛を持つ人づくり」、並びに第3編「基本計画」中の第5章「郷土愛を持つ人づくり」に基づき、また国・県の教育施策を勘案した中で、地域の実情を分析し、本町が目指していく教育の「理念」・「目標」と「取組方針」を定めた「第1次教育大綱」を基に策定します。

○ 国や県の教育施策や動向等以下の資料を参考とします。

- ・ 国の第3期教育振興基本計画 (計画期間 平成30年度～平成34年度)
- ・ 山梨県教育大綱 (山梨県教育振興基本計画)
(計画期間 平成31年度～平成35年度)
- ・ 各種教育改革の答申等

- 子供や学校、家庭・地域の状況の調査分析を常に心掛け、今後の国・県の教育施策の動向も見据えながら、必要に応じ教育大綱の内容を修正します。

第2章 南部町が目指すこれからの教育について

1 基本理念

『広い視野をもち ふるさと南部を支える人づくり』

地域社会・国・世界を含め、現代社会は日々大きく変化しています。広い視野と柔軟な発想でこの変化に正しく対応し、ふるさとを見つめ、学び、考え、たくましく・しなやかに生きる人材の育成は、南部町の重要な教育課題です。

地域全体で質の高い教育を構築し、一人一人の多様な個性・能力を育み活かし、他者と協働し「ふるさとなんぶ」の新たな価値を拓くことができる人材の育成を図る必要があります。

2 南部町の教育の目標と施策

(生涯学習 生涯スポーツに関すること)

- 生涯にわたり 学び 活動のできる 魅力ある学習環境の創出
 - *生涯学習・生涯スポーツの推進のための環境整備
 - *生涯スポーツ施設の維持管理と有効利用、普及と環境整備
 - *文化館等の適正な管理・運営、町づくりにつながる学習機会の充実
 - *拠点施設としてのアルカディア文化館施設の利活用の推進
 - *文化財の保存と周知の活動 (⇒歴史・文化の継承と有効な利活用)

(学校教育に関すること)

- ふるさとを愛し、ふるさとに誇りをもち 夢の実現に向け たくましく生きる人材の育成
 - *地域と共にある学校をめざした教育環境の整備と充実
 - *確かな学力の定着、一人一人を大切にされた創造性や個性の伸長、自らの課題を発見し、解決できる力の育成をめざした学校教育
 - *生命や人権を尊重し、自らを律し他者を思いやる豊かな心の育成
 - *体験活動の充実 健康・安全指導の充実 体力づくりの充実
 - *ふるさとの自然・歴史・文化・産業を学ぶ「ふるさと教育」の推進
- ◆多様な課題やニーズに応じた教育の推進

(地域の教育力に関すること)

- 地域全体で健全な子供を育成するためのネットワークの確立
 - *学校・家庭・地域・行政の連携による子ども支援の充実
 - *青少年の地域活動、社会活動への参加促進
 - *地域全体で見守る 子どもたちの安全・安全な生活

*家庭・地域の教育力向上

第3章 教育の取組方針

1 生涯学習・生涯スポーツの取組方針

◇基本方針

『活力にあふれ 生涯にわたり 自ら学ぶ人づくり』

生涯学習・生涯スポーツにおいては、あらゆる機会にあらゆる場所で、住民が主体的に学習し、活動できるための支援の充実が重要です。

そのための環境整備も大切になります。住民の社会参加を支援し、豊かな人生づくりに寄与するため、以下の施策に重点を置きます。

－施策（１）－

生涯学習・生涯スポーツ推進のための環境整備と、施設の計画的な運営に努める

- ①社会体育施設の適正な維持管理に努め、施設の管理運営の充実と効率化を図ります。
- ②生涯学習・生涯スポーツの中心拠点である社会教育及び社会体育施設の整備に努めます。
- ③地域の多様な学習活動の場としての役割を果たす地区公民館や分館の活動や改修を支援します。
- ④だれでも気軽に参加し楽しめる各種の町民スポーツ・レクリエーションなどの普及・振興に努め、幅広い年齢層を対象にしたスポーツに親しめる環境づくりを推進します。

－施策（２）－

町づくりにつながる多様な学習機会の充実

- ①幅広い年齢層の町民の学習意欲、参加意欲を喚起する趣味・芸術・健康・スポーツなどの「各種講座、講演会、教室・・・等」の充実を努め、地域間や世代間の交流が図れる学習機会の充実を推進します。
- ②町民の多様なライフスタイル、考え方に対応できる様々な資料や情報を収集、提供し、各種展示講座、イベントの開催等により、図書館活動の充実を図ると共に、誰もが利用しやすい町民の交流の場所を提供します。

- ③小中学校の図書館司書と連携し、児童・生徒が本を好きになる事業の展開を図ります。
- ③スポーツ指導者等の養成や、その情報の提供に努めます。
- ④スポーツ推進委員の活動を通し、地域スポ・レク活動の活性化に努めます。
- ⑤町民が気軽に参加できる、南部町にふさわしい地域スポーツについて検討を進めます。

－施策（３）－

拠点施設としてのアルカディア文化館・スポーツ館等の活用推進

- ①町立近藤浩一路記念美術館・近藤喜則翁史料展示室・南部氏史料展示室と、町内小中学校との「博・学連携」による学習活動推進を支援します。
- ②幼児から大人まで、だれもが読書に親しめる環境づくりを推進します。
- ③他の公立図書館とのネットワーク化、町内小中学校との連携、図書館ボランティアの育成など、図書館の効果的活用のための取り組みを推進します。
- ④文化館・スポーツ館等、拠点施設の有効利用と見直しを進め、多用途への活用を研究します。

－施策（４）－

文化財の保存と周知の活動（⇒歴史・文化の継承と有効な利活用）

- ①町内に残る貴重な文化財の適切な保存・保護に努めるとともに、既存資料の整理・分類をし、後世に伝えるべき資料の保存・管理環境を整えます。
- ②南部氏や近藤喜則翁に関する歴史史料展示室を利活用し、町民の郷土の歴史への関心を高め、史料展示室ボランティア育成などの取り組みを推進します。
- ③郷土の歴史・伝統文化を、町内外の人々に発信し、ふるさとの歴史・文化にふれる学習機会を設定します。

- ④他の地域を訪問（視察・研修）することで、自分の地域の歴史や文化の重要性を理解したり、再認識したりする研修を推進します。

2 学校教育の取組方針

◇基本方針

『ふるさとの歴史・文化・自然を学び 自らの道を切りひらく人づくり』

学校教育で獲得すべき知識や技能、学ぶ意欲、課題を解決する資質や能力等 いわゆる「確かな学力」は、地域教材、地域人材を通して学ぶことで、一層強固なものになります。

また、地域の題材や先人の生き方を学ぶことは、「豊かな人間性」を育みます。「健康と体力」つくりと併せ、南部町の子供たちの「生きる力」の育成を目指し、以下の施策に重点を置きます。

－施策（１）－

地域と共にある学校をめざした教育環境の整備と充実

- ①少子化、過疎化にともなう学校環境の変化に対応するため、子供たちにとってより良い学習環境とは何かをテーマとして、学校の適正規模・適正配置に関する検討を継続して行います。
- ②義務教育9カ年を見通した教育を展開するために、保・幼・小と小・中の円滑な接続、また各ステージの接続を重視した情報交換や指導法の交流を通して、子どもたちの成長を一貫して支援します。
- ③保護者や地域住民の参画により、学校運営の改善に取り組む「学校運営協議会制度（CS）」や学校教育活動を支援する「学校支援地域本部」などを、南部中学校の成果をもとに、町内各小学校への運営を支援します。
- ④地域と共にある学校として、教育活動を理解していただくために、保護者や地域に情報発信・広報活動の取組を支援します。

－施策（２）－

確かな学力の定着、一人一人を大切にした創造性や個性の伸長、自ら課題を発見し解決できる力の育成を目指した学校教育の創造

- ①学習意欲を喚起させ、基礎的・基本的な知識や技能の習得を徹底し、児童生徒、一人一人に応じた能力の伸長を図り、確かな学力の定着を目指します。
- ②学校においては課題発見・解決的な学習の推進と、思考力・判断力・表現力を育成する授業の充実、家庭にあっては、規則正しい生活習慣の確立や学習習慣の定着を図り、個々の学力の向上を目指します。
- ③基礎学力の定着と学習意欲の向上を図るため、長期休業期間等を利用した補習的な学習支援に取り組みます。
- ④特別支援教育において、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行います。
- ⑤グローバル化の時代にふさわしい人材の育成や、小学校英語の教科化への対応として、小学校へ外国語指導員を配置し、小中学校へのALT招致事業を引き続き行います。
- ⑥山梨県の英語教育発祥の地にふさわしい事業として、英語活動の楽しさや積極的なコミュニケーション能力の育成、外国の文化に対する興味や関心を喚起することを目的として、小学生対象のイングリッシュ・キャンプ事業の推進と、これからの方向性を検討します。
- ⑦ICT(情報通信技術)機器の効果的な活用と、ICT環境と備品の整備・充実を図ります。
- ⑧豊かな言語環境は、子どもたちの感性や情緒を育みます。学校においては、定期的に読書時間を確保し、読書の習慣化を図ります。また、授業においても国語科の学習だけでなく、すべての教育活動において言語環境を充実させていきます。
- ⑨平成31年度から導入される「連携型中高一貫教育事業」の推進を支援します。

－施策（3）－

魅力ある学校を支える指導体制の充実

- ①町内小学校の学校規模による教育環境の違いを乗り越え、学校間の同学年交流を図り、多様な意見や考えに触れ、思考力や表現力の向上を目指す取組、「小小連携事業＝N授業（Nは南部のN）」、併せてN授業の指導者である同学年担任間の連携推進とこれからの方向性を検討します。

- ②学校図書館司書を軸に図書館の活用を推進し、読書活動の充実を図ります。また学校と町立図書館の連携を強力に推進し、子供の読書環境の整備を図ります。
- ③家庭や読書支援ボランティアとの連携による読書活動の推進を支援します。
- ④町内小中学生の学習を支援するため、町内有志による小中学生の学習支援事業「未来塾(月2度実施)」を引き続き行っていきます。
- ⑤教育支援センター内の「学校支援地域本部」を通じて、地域人材の積極的活用を推進します。

－施策（４）－

学校教育を担う教職員の指導体制の充実と、資質能力の向上支援

- ①教職員は、子どもたちの学力向上や心身の発達にかかわり、その人格形成に大きな影響を与える存在であり、県教育委員会や総合教育センター、町教育支援センターとの連携を図りながら、その資質・能力を向上させていきます。
- ②教職員が一人ひとりの児童・生徒の教育活動に専念できるよう、働き方改革を支援します。
- ③教育環境の変化の中で、教職員自身が悩んだり、問題対応に追われたりするケースが増えており、その相談支援体制の充実を図ります。
- ④町教育委員会に、指導主事を設置することも、今後の検討課題とします。

－施策５）－

生命や人権を尊重し、自らを律し他者を思いやる豊かな心の育成

- ①「いのち」を大切にすることを基盤とした教育の推進に努めるとともに、豊かな心を育む教育の充実を図ります。また豊かな感性や情操を育むために、体験活動を重視するとともに、文化芸術に触れる機会を多くつくります。
- ②子どもたちがボランティア活動を通して、地域の人たちと関わり合いを持つことで、社会の仕組みや課題に目を向けるとともに、人と人の助け合いの大切さを学ぶ機会となります。

これらの体験を通して広い視野と、心豊かな感性を持った児童・生徒の育成に努めます。

③道徳の授業や教育活動全般を通して、児童生徒一人一人の生命の大切さや善悪の判断など、人間としての基本的な倫理観や規範意識を育成します。

④いじめ、不登校など生徒指導上の悩みに応えるため、教育支援センターの事業として、学校や関係機関と連携して教育相談事業や不登校児童生徒を支援するための「チャレンジ教室」事業を推進します。

⑤多様化する児童生徒の課題に対し、人格や人権を守る指導を強力に推進します。



⑥発達段階に応じ、自分たちには「地域のために何ができるのか」という意識を醸成し、ボランティア活動、地域の美化活動、防災活動など、地域貢献活動への取組を推進します。

－施策（6）－

体験活動の充実 健康・安全指導の充実 体力づくりの充実

①児童生徒の健やかな成長のために、基本的な生活習慣の定着や規則正しい生活リズムの確立は不可欠です。自分の健康は自分でつくりあげようとする意欲の向上を目指して、家庭・地域と連携しながら健康教育に取り組みます。

②豊かな自然環境の中で、自然体験や勤労体験を位置づけた教育課程の編成を指導し、実践を支援します。

③安全指導の充実、改善を図り、系統性を踏まえた年間計画に基づいて、安全教育や防災教育を推進します。

④健康は人間のあらゆる活動の源であり、病気から身体を守り健康な生活を営む上でも、意欲や気力などの精神面の充実を図る上でも深く関わってきます。児童・生徒の成長・発達を促し、身体能力の基礎を養い、心身ともに健康的な生活を送れるよう、体力の向上を推進します。

⑤児童生徒の発達段階に応じて危険を予測し、回避する力の育成を図り、主体的に行動する安全教育・防災教育を推進し、自分の命は自分で守る教育の推進を図ります。併せて、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育てます。

- ⑥格差社会の影響により「食」に関する生活環境が著しく低下している中、子どもたちの「心身の成長」を妨げる要因にならないよう、「早寝・早起き・朝ごはん」など、食に関心をもち、健全な食生活を実践する力の育成を図ります。

－施策（７）－

ふるさと南部の自然・歴史・文化・産業を学ぶ『ふるさと教育』の推進

- ①町の自然・歴史・文化・産業に関する資料に基づく教材化、授業化を推進し、地域人材の積極的な活用を図ります。
- ②ふるさと教育を体系化し、「ふるさとカルタ」などを利活用しながら、義務教育9年間を通して、地域探検（探訪）、地域行事への参加、歴史講演会など、「ふるさと南部」のすばらしさと課題を発見・体験する地域理解の学習を推進します。
- ③各種事業の展開に際して、地域のことを知り地域の魅力を発見し、地域のことが好きになり、郷土を大切にする大人を増やすための「ふるさと教育」の実践の場となるよう工夫します。
- ④自分たちが暮らす郷土の自然や伝統、文化を知ることが、先人がこれまで築いてきた努力や郷土への思いを気づかせ、歴史や文化に出会い、実物に触れることを通して、自己と対話しながら郷土を大切にすることを育てます。
- ⑤グローバルな視野をもつと同時に、自分の足元である「ふるさと南部」をしっかりと見つめる教育を推進します。
- ⑥ふるさとに誇りをもち、ふるさとで学んだこと、体験したことを、人にわかるように伝えられる教育を推進します。
- ⑦学校（保育園や幼稚園も含む）とアルカディア文化館の博・学連携による、発達段階に応じて南部氏の歩んだ歴史や郷土の生んだ蒙軒学舎創立者の近藤喜則や水墨画家近藤浩一路に関わる学習を支援します。

－施策（８）－

多様な課題とニーズに応じた教育の推進

- ①自国だけでなく他国の文化、伝統など広い視野に立って異文化の理解に努め、異なる習慣や文化を持った人々と共生することが強く求められる中、多様な価値観を受け止め、尊重する態度を育成するとともに、外国語能力をはじめとする幅広いコミュニケーション能力を身につけることを支援します。(国際理解教育)
- ②いつでもどこでも、ほしい情報を手に入れることができる時代にあって、情報社会に参画する際のモラルや技術を身に付けるとともに、情報を選択し活用する力を育てるための教育を推進します。(情報選択活用及び情報モラル教育)
- ③子どもたちの将来にわたる環境保全への高い意識を醸成し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するため、次世代を担う子どもたちに対し、環境に関する学習と実践の機会を提供します。(環境教育)
- ④子どもたちの安全・安心(生活・交通・災害)を守るため、通学路の安全確保、学校施設の整備などに取り組み、子どもたちが生涯にわたり、自らの安全を確保することができる基礎的な知識(危険予測回避能力など)を育成する教育を推進します。(生活安全・交通安全・災害安全の推進)
- ⑤教育委員会と福祉関係の各課・各機関、また学校・家庭・地域社会との連携を強め、乳幼児期から義務教育終了まで、その後の一貫した相談支援体制を構築し、適正就学の指導の充実に努めます。(特別支援教育、福祉との連携)
- ⑥中学校へのスクールカウンセラー配置の継続と充実に努め、小学校も含め早期からの心のケアに努めます。(相談・支援相談体制の充実)
- ⑦義務教育9カ年の教育を基本に、保育所・幼稚園と小学校、小学校と中学校相互の異校種間連携教育や、接続を意識した交流活動の支援を推進し、小1プロブレム・中1ギャップの解消に努めます。(保幼小連携及び小中連携推進)
- ⑧児童・生徒が、自分にとってふさわしい進路を主体的に選択し、社会人・職業人として自己実現を図るために必要な知識、技能、態度、価値観等を組織的、計画的に習得し、望ましい勤労観、職業観を身に付けられるよう小・中学校を通じた系統的な指導を推進します。併せて、自立して生きていくための「生きる力」を育む学習を推進します。(キャリア教育の推進)
- ⑨子どもたちが家族や地域とのふれあいを通じて、基本的な生活習慣や倫理観を身に付けるとともに、家族や親と子の強い絆が育まれるよう、家庭・地域の教育力の向上に向けた支

援の充実を図ります。

(家庭・地域の教育力向上)

⑩学校統合などで学区が広がる中、放課後の子どもの安全や健やかな居場所づくりを進めるため、地域の理解と協力を得ながら、体験活動・交流活動を進めます。

(放課後子ども教室・学童保育の充実)

3 地域の教育力向上に関わる取組方針

◇基本方針

『地域全体で支える 青少年の健全育成』

現代社会においては、少子高齢化の進行、国際化や情報化の進展、価値観の多様化、社会全体でつながりや思いやりの心や規範意識が低下したと言われています。

また、経済の二極化が進み、厳しい家計の中で学習の機会が十分に保障されない子供たちの存在も報告されています。幸い、わが町は人情や人と人との支え合いを大切にしてきた土地柄であり、今も青少年への温かなまなざしや励ましが随所で見られます。

社会が急激に変化する現在において、ふるさとのもつ良さを教育資源として活用することは、重要な意味があります。青少年が健やかに育つ環境を整備するため、学校と地域の連携・協働体制を構築し、地域が子どもを育て、子どもが地域の創り手に育つことを目指した人材育成を推進するために、以下の施策に重点を置きます。

－施策（１）－

学校・家庭・地域社会・行政の連携による子ども支援の充実

①住民の積極的な参加による学校運営協議会（CS）事業を推進し、児童生徒の成長に多くの町民が関わる機会を設け、支援センター内の「学校支援地域本部」を通じて、地域人材の積極的活用を推進し、地域全体で子育てをする機運を醸成します。

②学校・家庭・地域・行政が連携して「声かけ運動」「あいさつ運動」「環境美化活動」等を推進します。

③親子読書や読み聞かせ活動を推進し、読書習慣の定着、親子や地域の交流の促進を図ります。

④学校における食育を通して、食は『いのち』を育む基本であることを認識し、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の形成に結びつけられるように指導の充実を図ります。

- ⑤学校・家庭・地域・行政の連携を強め、経済的な理由で子どもの「心身の発達、生活体験、学習意欲や習慣、基本的な生活習慣等の確立」にも大きな影響を与えることのないよう取り組みます。

－施策（２）－

青少年の地域活動、社会活動への参加促進

- ①青少年育成南部町民会議や育成会・・・等の活動を通し、地域総参加で子供を支援する体制の充実を図ります。
- ②地域の祭り、伝統行事への児童生徒の積極的な参加を推進します。併せて、青少年の地域活動・社会活動・ボランティア活動・防災活動への参加を促進させ、規範意識の醸成を図ります。

－施策（３）－

地域全体で見守る 子供たちの安全・安心な生活

- ①スクールガードリーダー事業を通し、学校・家庭・地域・行政が連携して、子供たちの安全・安心な登下校を確保します。
- ②ボランティアとして組織されている「見守り隊」と学校の連携が円滑に推進され、効果的な安全対策が実施できるよう支援します。
- ③放課後や登下校における子どもの見守り活動を支援します。併せて通称「青パト」等による通学路の安全パトロールを強化・推進します。
- ④町教育委員会が主催する「南部町通学路安全推進会議」の活動（HP）を通して、通学路の安全確保のための取組を引き続き強化・推進します。